

記載例

令和3年5月1日

高崎市長 様

原動機付自転車の構造・排気量変更届

届出者（納税義務者） 住所 高崎市高松町35番地1
氏名 高崎 太郎
電話番号 123-456-7890

下記の原動機付自転車について、変更しましたので届け出ます。
なお、私は同車両にかかる一切の責任を負います。

記

1 改造業者 住所 高崎市高松町35番地1
氏名 高崎 太郎
電話番号 123-456-7890

2 該当車両 車台番号 AB12-3456789

3 変更の内容

※該当項目にチェック及び必要事項の記入をしてください

<input type="checkbox"/> 構造の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 総排気量の変更
<input type="checkbox"/> 輪距の変更 c m → c m 理由 <input type="checkbox"/> 部品取り付けによる輪距の増大 <input type="checkbox"/> 部品取り外しによる輪距の減少 <input type="checkbox"/> その他の変更 ()	<u>49</u> c c → <u>90</u> c c 理由 <input checked="" type="checkbox"/> エンジンの載せ替え <input type="checkbox"/> シリンダー内径の拡大等 <input type="checkbox"/> その他 ()

◎構造変更をしてミニカー登録を行なう場合は、車体全体の写真および左右の輪距が確認できる写真を必ず添付して下さい。また、車両の変更内容によっては、購入時の領収書や取扱説明書等の書類提示を別途求めることがあります。

〈注意事項〉

※ミニカーとは、三輪以上の原動機付自転車で総排気量が20～50cc、または定格出力が0.25～0.6kwのものうち、車室を有し、または輪距が50cmを超えるものです。

※輪距とは、左右のタイヤの中心から中心の距離です。

※この届出は、税額区分を確認し標識を貸与するための書類です。本市が改造車両の走行性や安全性について保障するものではなく、保安基準の審査は行なっておりません。

また、改造等を偽って届出した場合は、地方税法第448条に違反し罰せられます。

なお、道路交通法上の扱いについてもご自身の責任で行なってください。